

北海道警察からのお知らせ

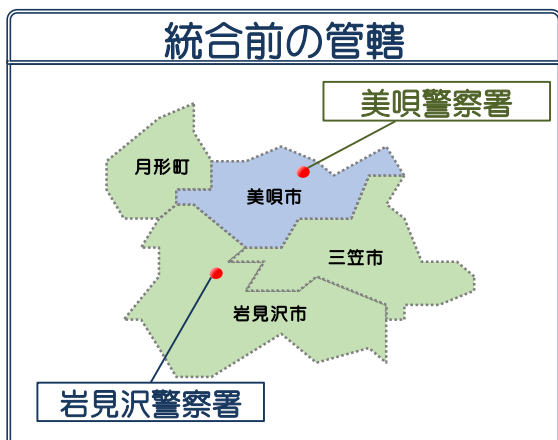


シンボルマスコット
「ほくとくん」

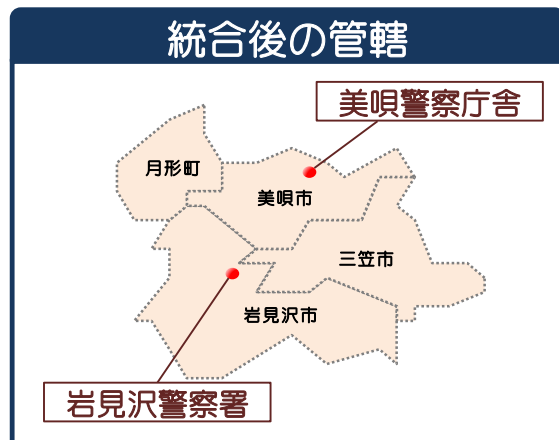
令和8年4月1日(午前0時)から

美唄警察署と岩見沢警察署が統合して 一つの警察署になります！

統合前の管轄



統合後の管轄



- ◎ 岩見沢警察署は、従来の2市1町に加え、新たに、美唄市を管轄することになります。
- ◎ 美唄警察署は、岩見沢警察署の分庁舎（美唄警察庁舎）として運用します。
- ◎ みなさんに一番身近な存在である交番・駐在所は、そのまま存続します。

美唄警察庁舎では

- パトロール活動等に当たる、24時間3交替制の自動車警ら係を配置します。
- 警察相談窓口、交通窓口、猟銃の所持等に関する申請窓口は、継続して設置します。
- 関係機関・団体との連携もこれまでどおり緊密に行います。

美唄警察庁舎においてできる主な手続

- 事件・事故の届出
- 落とし物（遺失物・拾得物）の届出
- 警察安全相談
- ストーカー、DV、虐待等の相談、行方不明者の届出
- 免許更新、記載事項変更等の運転免許関係の手続
- 自動車保管場所証明、道路使用許可、通行・駐車許可等の交通関係の申請
- 猟銃の所持等に関する申請手続、猟銃等講習会（経験者）の受講、銃砲刀剣類の一斉検査



変更となる主な手続

- ◆ 落とし物の返還は、原則として岩見沢警察署で行います。
- ◆ 銃砲刀剣類・火薬類（猟銃関係を除く）、古物営業、風俗営業、警備業、自動車運転代行業等の許認可事務は、岩見沢警察署において手続が必要となります。
- ◆ その他、不明点はお問い合わせください。

■ お問い合わせ：北海道警察本部警務課イノベーション推進室

TEL (011) 251-0110